

千葉県CATV幹線整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、マルチメディア時代における行政情報提供のための情報通信基盤の整備を促進するとともに難視聴地域の電波受信障害の改善に資するため、CATV事業者が行う光ファイバ情報通信基盤整備事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該CATV事業者に対し、補助金を交付する。

(補助事業の種目、経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる光ファイバ情報通信基盤整備事業（以下「補助事業」という。）の種目、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第3条の総務大臣の許可を受けたCATV事業者であって、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 千葉県テレトピア計画に位置づけられている者であること。
- (2) 本市内における引き込み端子数が10,000以上であること。
- (3) 5チャンネル以上の自主放送を行っていること。
- (4) CATV幹線網が双方向機能を有すること。
- (5) 本市内に主たる事務所又は事業所を有すること。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業の着手前に、千葉県CATV幹線整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 経費内訳書
- (4) 経費の年割額表
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市CATV幹線整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更交付の申請等)

第7条 第5条第1号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市CATV幹線整備事業補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市CATV幹線整備事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 第5条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市CATV幹線整備事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により補助金の実績の報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、千葉市CATV幹線整備事業実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 年割額の計算書
- (3) 補助事業の経過及び成果を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市CATV幹線整備事業補助金額確定通知書(様式第7号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市CATV幹線整備事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市CATV幹線整備事業補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第11条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市CATV幹線整備事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項の規定による返還命令は、千葉市CATV幹線整備事業補助金返還命令書(様式第11号)によるものとする。

(協力義務)

第13条 補助金の交付を受けたCATV事業者は、本市が行うマルチメディア環境整備の推進施策及び幹線整備を行う周辺地域において本市が行うテレビの難視聴地域の電波受信障害の改善施策に協力するものとする。

附 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行し、平成8年度分の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行し、平成9年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年8月11日から施行する。

別 表

種 目	経 費	補助率
1 市庁舎又は区役所 とCATV事業者の 主たる送信装置を 設置してある施設間 に布設する光ファイ バ幹線の整備事業	1 施設整備費 ア 光ファイバ幹線伝送設備の設置に要する経費 (ア) 光ファイバ伝送路設備の設置に要する経費 (イ) 屋内・外受信端末設備の設置に要する経費 (ウ) 電源設備(予備電源設備を含む。)の設置に 要する経費 (エ) 監視装置の設置に要する経費 イ その他付帯工事に要する経費 2 工事費 ア 前号の施設・設備を設置するに当たり、高速道路 や鉄軌道の横断等の特殊箇所に係る工事に要する 経費 イ 市庁舎・区役所への引き込み工事に要する経費 ウ その他付帯工事に要する経費	当該経費の 2分の1以内
2 利子	上記経費の借入れに係る利子	